

○狭山市立図書館条例

昭和 5 6 年 3 月 3 1 日

条例第 2 号

(設置)

第 1 条 市民の教育と文化の発展に寄与するため、図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 1 0 条の規定に基づき、図書館を設置する。

(全部改正〔平成 2 7 年条例 2 2 号〕)

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
狭山市立中央図書館	狭山市入間川 2 丁目 2 番 2 5 号
狭山市立狭山台図書館	狭山市狭山台 1 丁目 2 9 番地 2

(一部改正〔昭和 6 3 年条例 2 6 号・平成 4 年 2 9 号〕)

(職員)

第 3 条 図書館（第 7 条第 1 項に規定する指定管理者に管理を行わせる図書館を除く。）に館長及び専門的職員を置くほか、狭山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるその他の職員を置く。

(一部改正〔平成 2 7 年条例 2 2 号・2 8 年 7 号〕)

(休館日)

第 4 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）第 3 条第 1 項及び第 3 項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後最初に到来する休日に当たらない日）

(2) 1 2 月 2 8 日から翌年の 1 月 4 日までの日

(3) 館内整理日（毎月末日。ただし、その日が日曜日、土曜日若しくは休日又は第 1 号に規定する日に当たるときは、その翌日以後最初に到来するこれらの日に当たらない日）

(4) 特別整理期間（毎年 1 0 日以内で教育委員会が別に定める日）

(追加〔平成 2 7 年条例 2 2 号〕)

(利用時間)

第5条 図書館の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会は、事情によりこれを変更することができる。

(追加〔平成27年条例22号〕)

(入館の禁止等)

第6条 教育委員会は、図書館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

(追加〔平成27年条例22号〕)

(指定管理者による管理)

第7条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に図書館の管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 図書館の資料の整理、保存及び利用に関する業務

(2) 図書館の施設の利用に関する業務

(3) 図書館の事業の企画及び実施に関する業務

(4) 図書館の施設等の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い、図書館の管理を行わなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第4条ただし書、第5条ただし書及び第6条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条ただし書中「認めるときは」とあるのは「認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第5条ただし書中「事情により」とあるのは「事情があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、」とする。

(追加〔平成27年条例22号〕)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、狭山市教育委員会規則で定める。

(一部改正〔平成27年条例22号〕)

附 則

1 この条例は、昭和 5 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 狭山市立図書館設置条例（昭和 2 9 年条例第 2 6 号）は、廃止する。

附 則（昭和 6 3 年 3 月 2 9 日条例第 2 6 号）

この条例は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 1 2 月 2 2 日条例第 2 9 号）

1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 狭山市立図書館協議会条例（昭和 5 6 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「狭山市立図書館」を「狭山市立中央図書館」に改める。

附 則（平成 2 7 年 6 月 2 9 日条例第 2 2 号）

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 8 年 3 月 2 4 日条例第 7 号）

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。